

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年3月28日認可した。

平成19年4月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
琴平町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）野田幹線地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）宮ノ前地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）六条地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）石湊地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）錨子地区
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）上川原地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）旗岡地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）構造改善地区